

# 電力システム改革に対応した今後の 電気事業のあり方等に関する報告書

平成27年12月

山口県企業局

電力システム改革対策プロジェクトチーム

# 目 次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2	プロジェクトチームの構成等・・・・・・・・	P 2
3	検討状況と今後の方向性	
	(1) 公営電気事業の意義・役割について・・・・・・・・	P 4
	(2) 電力システム改革に対応した売電方法や料金算定等について・・	P 7

# 1 はじめに

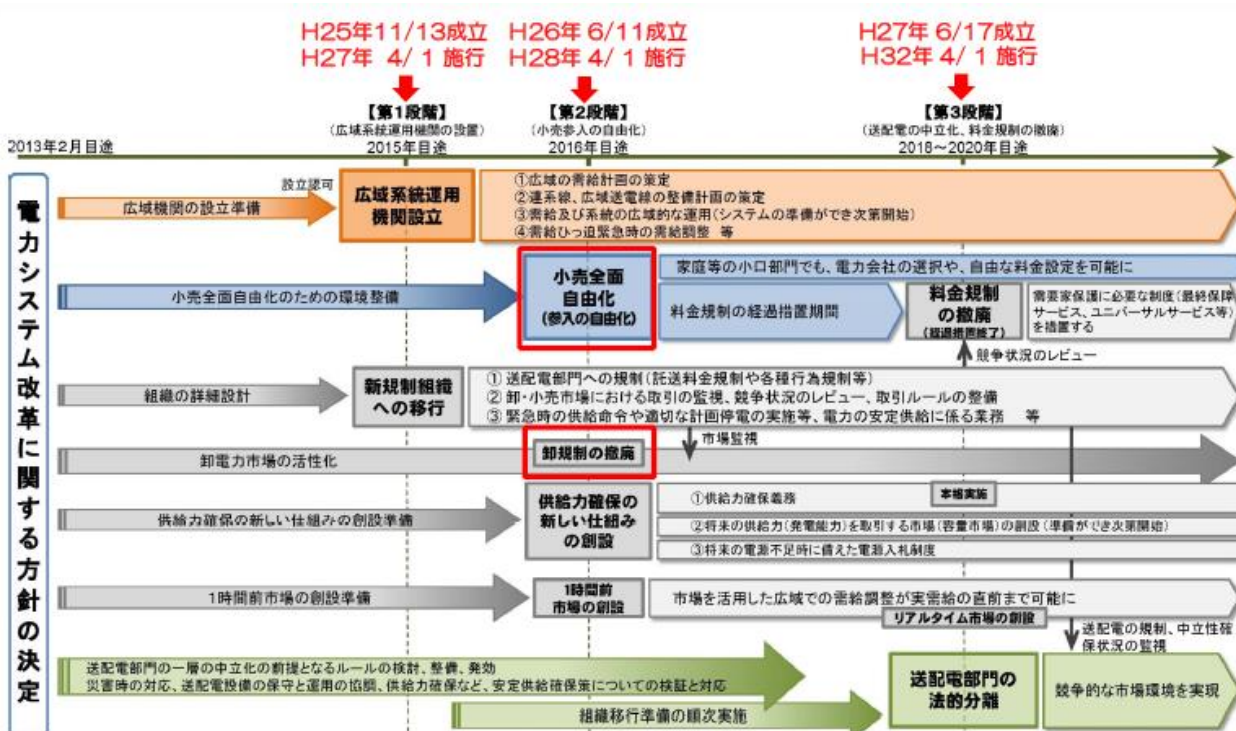
山口県企業局（以下、「企業局」という。）は、電気事業法上の「卸供給事業者」として、国の定める卸料金算定規則に基づく総括原価方式により、一般電気事業者である中国電力㈱と10年以上の電力受給基本契約を締結している。

こうした中、国では、東日本大震災を契機に、①安定供給の確保、②電気料金の最大限の抑制、③需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大の3つを目的とした「電力システム改革」を、3段階に分けて推進することとしている。

その第2段階として、平成28年度から電力小売が全面自由化され、企業局の長期安定経営を支えてきた卸規制が撤廃されるため、自由市場化等による様々な影響が懸念されている。

そのため、昨年11月21日、企業局内に、新たに外部有識者や局内関係者で構成する「電力システム改革対策プロジェクトチーム」を設置し、国の電力システム改革に対応した本県電気事業のあり方等の検討を行ってきたところである。

## 【電力システム改革の概要】

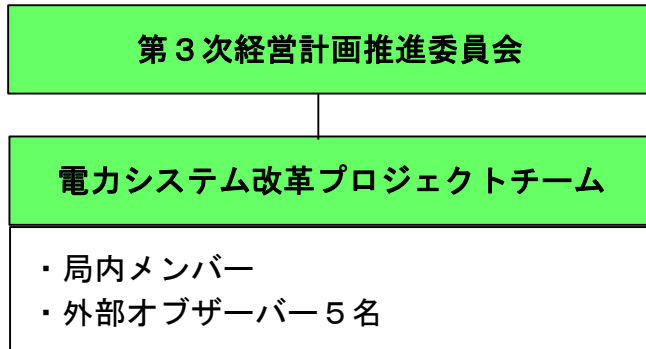


出典) 総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会報告書より一部改変

段 階	実施時期	法案成立時期
1 広域的運営推進機関の設立 (災害時等に地域を越えて電気を融通)	H27年4月1日設立	H25. 11. 13 臨時国会で成立
2 小売参入の全面自由化、卸規制の撤廃 (家庭でも電力会社や料金メニューを選択)	H28年4月1日実施	H26. 6. 11 通常国会で成立
3 送配電分離・小売料金の全面自由化 (送配電網を誰もが公平に利用。料金規制撤廃)	H32年4月1日実施	H27. 6. 17 通常国会で成立

## 2 プロジェクトチームの構成等

山口県企業局第3次経営計画推進委員会の下部組織で、局内メンバー及び外部オブザーバー5名を含み、総務課長をチームリーダーとした構成である。



### (1) プロジェクトチームの名簿

	所属・職名	平成26年度	平成27年度
チームリーダー	総務課長	佐田 邦男	佐田 邦男
局内メンバー	電気工水課長	宇野 繁男	河井 秀作
	総務・予算班長	門田 大	門田 大
	経営・技術企画班長	福本 学	中原 重政
	発電班長	中村 隆行	神原 克則
	工業用水班長	入江 久人	末岡 利朗
オブザーバー	公営電気事業経営者会議 事務局長	浅見 正和	
	新日本有限責任監査法人 アドバイザー一部次長 公認会計士	末金 将治	
	全国小水力利用推進協議会 事務局長	中島 大	
	徳山大学経済学部 講師	村岡 浩次	
	山口大学経済学部 准教授	山下 訓	

### (2) 会議の開催状況等

設置	平成26年11月21日	
第1回	平成26年11月27日	課題及び論点の抽出等
第2回	平成27年 6月22日	対応の方向性等
第3回	平成27年11月26日	報告書(素案)

## <外部オブザーバーの経歴>

### ■浅見正和 公営電気事業経営者会議 事務局長

- ・群馬県企業局参事(発電課長)(H23)
- ・経済産業省総合資源エネルギー調査会新エネルギー小委員会オブザーバー(H26～)
- ・経済産業省産業構造審議会電力安全小委員会委員(H27～)

### ■末金将治 新日本有限責任監査法人 アドバイザリー部次長 公認会計士

- ・野村証券(株)(H13～H16)
- ・京都市財政健全化法個別外部監査補助者(H21)
- ・兵庫県包括会部監査補助者(H22)
- ・大阪市監査委員事務局監査支援業務スーパーバイザー(H25)

### ■中島 大 全国小水力利用推進協議会 事務局長

- ・一般社団法人 小水力開発支援協会 代表理事
- ・経済産業省総合資源エネルギー調査会新エネルギー小委員会オブザーバー(H26～)

### ■村岡浩次 徳山大学経済学部 講師

- ・専門:ミクロ経済学、規制改革、電力政策
- ・内閣府経済社会総合研究所政策研究研修員(H21～H23)

### ■山下 訓 山口大学経済学部 准教授

- ・専門:会計学
- ・山口県県政改革推進委員会委員(H16～H19)
- ・山口県企業局経営計画委員会委員(H25～)

### 3 検討状況と今後の方向性

#### (1) 公営電気事業の意義・役割について

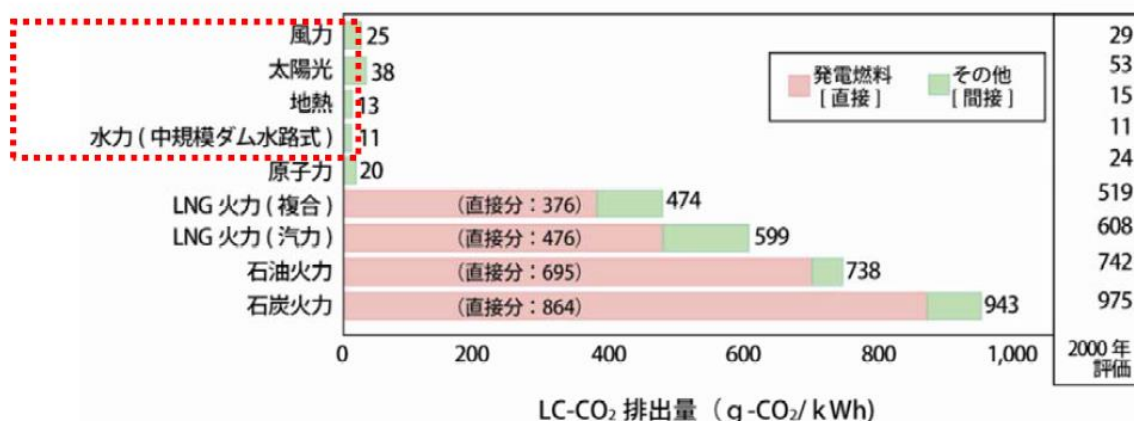
##### ① 現状

#### ア 地域資源を活用した「水力発電」による低廉かつ安定的な電力の供給とエネルギーの地産地消

企業局では、11発電所、合計出力51,522kWの規模で県内水力の45%、県内一般世帯の約5万戸分（県内消費の8%）に相当する電力を賄うことができる水力発電事業を行っている。この電力については、中国電力㈱を販売先として、発電した電気のほぼ全量を県内に供給しており、地域の資源を活かしたエネルギーの地産地消、県内における電力の安定供給に大きく寄与している。

#### イ CO<sub>2</sub>を排出しないクリーンな再生可能エネルギーの供給による地球温暖化対策への貢献

再生可能エネルギーは、化石燃料と異なり利用時に温室効果ガスであるCO<sub>2</sub>を排出しないため、化石燃料代替による温室効果ガス削減に大きく貢献しており、企業局で発電した水力発電による電気は、年間で約13万tものCO<sub>2</sub>削減につながっている。



出典) 電力中央研究所「発電によるライフサイクルCO<sub>2</sub>排出量の比較」

#### ウ 売電収入の還元等による地域貢献

発電所上流の河川流域における、水源確保を目的とした水源林の整備のための負担のほか、市町や公共団体等に対する小水力発電導入の技術支援などの地域貢献を継続的に行っている。

##### ② 電力システム改革等による影響と課題

#### ア 国のエネルギー政策における「水力発電」の重要性とその特性を踏まえた長期安定経営の確保

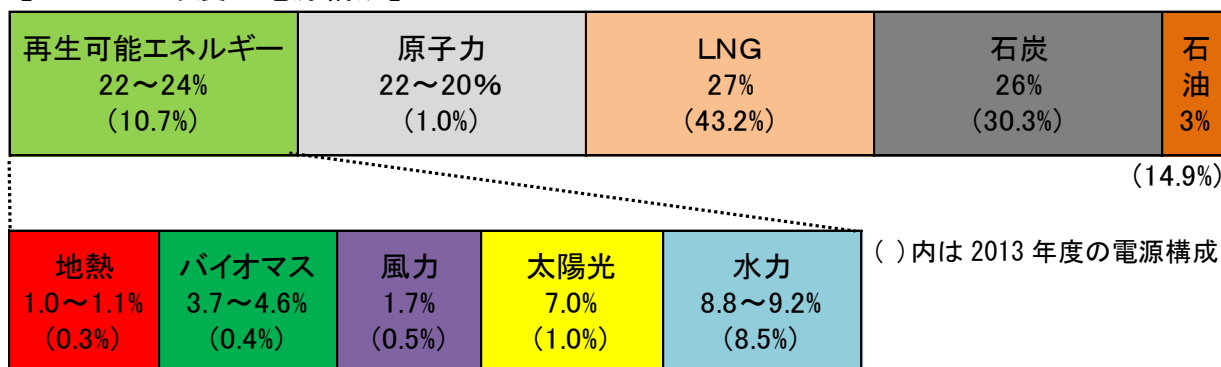
平成26年4月11日に策定された国のエネルギー基本計画の中で、再生可能エネルギーの中でも発電コストが低廉かつ安定供給に優れた水力発電は、「ベースロー

ド電源」に位置づけられ、改めて、その重要性が強く認識されている。

また、平成27年7月16日、国はエネルギー基本計画に基づく2030年度の長期エネルギー需給見通しにおいて、自然条件によらず安定的な運用が可能な再生可能エネルギーである水力発電の電源比率を、2013年度の8.5%から8.8～9.2%まで積極的に拡大するとした。

中国電力株からは、「公営水力発電は、渇水時の影響はあるが、出力が安定しており、非常に貴重なベースロード電源と位置づけられる」と評価されている。

### 【2030年度の電源構成】



出典) 経済産業省「長期エネルギー需給見通し」

なお、企業局では、これら国のエネルギー政策等を踏まえ、新たな電源開発となる平瀬発電所の建設や既設発電所の更新にあわせたリパワリング（水車や発電機等の部分改造による増出力）の計画的な推進を図るなど、低廉かつ安定的な再生可能エネルギーである水力発電の供給力の向上に、積極的に取り組むこととしている。

一方で、こうした低廉かつ安定供給性に優れたエネルギー源としての水力発電の役割を引き続き発揮していくためには、稼働時間が長く発電能力やコストが長期安定している電源特性を活かした、長期安定的な経営形態を確保していくことが望ましいが、売電先や経営形態（短期等）によっては、収入やコストの不安定化、信用リスク等からそうした役割、安定経営を十分に維持できない可能性がある。

### イ 電力小売の自由化に伴う地産地消エネルギーとしての役割の変化等

平成28年度からの電力小売の全面自由化により、これまでの電気事業者は、「発電事業者」、「送配電事業者」、「小売電気事業者」の3つに分類されることとなり、企業局は、現在の「卸供給事業者」から「発電事業者」の枠組に移行することとなるが、あわせて卸規制も撤廃され、一般電気事業者への供給義務もなくなることから、地域への電力の安定供給という公営電気事業者のエネルギーの地産地消に果たす役割も大きく変化することが予想される。

具体的には、水力発電は、地域の水資源を活用した地産エネルギーであるが、地域の一般電気事業者以外の小売電気事業者に売電した場合、需要家に応じたより広域エリアでの供給や、これに伴う送電ロスが発生する等の可能性があるため、地産地消エネルギーの意義の希薄化や効率性の低下、本県水力発電を含めた県内供給電力の電源構成の変化に伴う供給面、コスト面への影響等が懸念される。

また、現時点では、電力会社等を中心とした民間レベルでの「グリーン電力証書システム」といった取組はみられるものの、環境価値に着目したグリーン電力等の小売市場は十分に醸成されておらず、今後の国や市場の動向が注目される。

#### ウ 地域貢献のための継続的な抛出の確保

今後も地域貢献のための継続的な抛出を行っていくことが望ましいが、売電先や契約形態によっては、売電収入の不安定化、売電先の信用リスク等から、企業局電気事業の経営が不安定になるおそれがあり、十分な利益が確保できない場合は、そうした地域貢献のための継続的な抛出が維持できない可能性がある。

### ③ 今後の方向性

#### ア これまでの会議での主な意見

- ・ 電力の安定供給、低廉化の意義を基本としながら、地産地消、グリーン電力としての市場価値を高めていくことが重要。
- ・ クリーンエネルギーという価値を、しっかりと評価すべき。
- ・ 経済活性化に寄与する場合等に、電気を安く売るという条件も考えられる。
- ・ 市場化の中で、ベースロード電源やグリーン電力といった公益性をどう発揮していくか、しっかりと検討すべき。
- ・ 地域貢献は、利益の還元や安価な電力の供給など様々な形があり、県民にも明確に説明していくことが必要。

#### イ とりまとめ

企業局が取り組んでいる水力発電は、安定的かつ低コストなベースロード電源としての市場価値の高まりや、低炭素型の地産エネルギーとしての市場価値の創出が期待されるが、その一方で、設備の総合償却期間が45年と長く、資本回収に長期間を要することから、収支変動の少ない長期安定経営を基本とした事業運営が望ましい。

このため、今後も、低コストで長期安定的な発電能力を有する水力発電の特性やその運営に適した安定的な経営形態を維持しながら、引き続き、地域への低廉かつ安定的な電力の供給を担う公営電気事業としての役割、供給形態を保持するとともに、低炭素型地産電源としての環境価値等の創出・向上といった公益性の発揮に努めていくことが望ましいものと考えられる。

また、売電収入の地域社会への還元を通じた地域貢献策については、公営電気事業の果たす大きな意義、役割の一つと位置づけられることから、安定経営を確保しつつ、引き続き、経営を毀損しない範囲で継続することが望ましい。

なお、新たな地域貢献の取組についても、あくまでも経営の安定を前提としながら検討を進めるとともに、こうした地域貢献のあり方については、県民にも明確に説明していく必要があるものと思われる。



## (2) 電力システム改革に対応した売電方法や料金算定等について

### ① 現状

#### ア 卸供給事業者としての中国電力㈱との長期基本契約の締結

企業局は、電気事業法で定められた「卸供給事業者」として、現在、中国電力㈱と平成21年度から平成35年度までの電力受給基本契約を締結している。

卸供給事業者となるためには、一般電気事業者に対し一定規模・一定期間以上（10年以上1000kW超）の契約により電気の卸売を行うことが必要であり、水力発電事業を運営する全国の地方公共団体の98%は、国の卸供給料金算定規則による総括原価方式での料金算定が行えることや、地域への電力供給が可能なことから、一般電力会社と長期の随意契約を締結している状況である。

#### イ 国の卸供給料金算定規則に基づく総括原価方式による料金の決定

基本契約とは別に、2年に1度、国の卸供給料金算定規則（経済産業省令）に基づき、人件費や修繕費などの発電コストに一定の利潤を加えて算出した総括原価をもとに、中国電力㈱との交渉によって売電単価等を決定しており、こうした仕組みにより、確実に原価を回収しつつ、長期安定的な経営の維持・確保が図られているところとなっている。

また、定額制の基本料金と発電電力量に応じた従量料金からなる二部料金制による売電契約となっており、これにより、天候や渇水等に左右されにくい安定的な売電収入の確保が可能となっている。

#### 【近年の売電収入と純利益の推移】

[百万円]

料金年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
売電収入	1,507	1,472	1,609	1,690
純利益	150	161	144	190

※H27～28年度の料金単価：9円/kWh程度

#### ウ 工業用水と発電用水を併用したダムにおける工業用水優先のダム運用

企業局では、発電所を併設したダムにおいて、工業用水の安定供給を優先したダム運用（工水優先運用）を行っており、ダムの貯水容量を発電放流等で自由に使うのではなく、工業用水の供給を優先してダムの水位を調整するなどの運用を行っている（11発電所のうち7発電所）。

こうした運用により、一定の発電量の減少も生じているが、中国電力㈱との契約においては、減電分を考慮した目標電力量の設定や二部料金制の採用を行っており、これにより経営面（収支）への影響を極力緩和している。

平成19年度の大渇水の際には、周南地区の菅野発電所（出力14,500kW、全体の28%）において58%の発電達成率となったものの、二部料金制により計画の87%の

料金を確保することができ、渇水リスクが大幅に軽減されたところである。

## ② 電力システム改革等による影響と課題

### ア 卸規制撤廃に伴う料金算定方法等の変化

平成28年度からの卸規制の撤廃に伴い、これまで本県電気事業の長期安定的な経営基盤を支えてきた、「総括原価方式」による料金算定の根拠が失われるため、市場相場等に連動した新たな料金算定方法等の検討が必要になる。

このため、現行契約期間中においても、総括原価方式によらない新たな料金算定ルールを設定する必要があるが、中国電力㈱においては、引き続き、水力発電事業の運営に適した収支変動の少ない「総括原価方式」を基本とした料金算定とする方針が示されているところ。

また、水力発電の環境価値については、グリーン電力市場が醸成されているドイツやイギリスの事例もあるが、日本では制度上、そうした環境価値の創出が醸成されていないため、現時点では価格への転嫁が難しい。

### イ 国の公営電気の売電契約の解消協議に関するガイドラインについての対応

平成27年3月31日、国は、卸市場の活性化を目的に「卸電力取引の活性化に向けた地方公共団体の売電契約の解消協議に関するガイドライン」を策定し、一般競争入札の阻害要因となっている一般電力会社と地方公共団体との既存随意契約の見直しに向けた検討や協議を進めるよう要請を行った。

本ガイドラインは、随意契約の解消に伴って生じる一般電力会社側の「代替調達コスト」を基本とした補償についての一般的な考え方を示したものであり、具体的な補償の内容は双方で協議することとされている。

$$\begin{aligned} \text{「代替調達コスト」} &= \left( \text{「①代替供給力の想定調達価格」} \right. \\ &\quad \left. - \text{「②現行契約に基づく将来分の想定調達価格」} \right) \\ &\quad \times \text{年間電力量[kWh]} \\ &\quad \times \text{残りの契約継続期間[年間]} \end{aligned}$$

企業局では、本ガイドラインを踏まえ、公営電気事業経営者会議等からの情報収集や中国電力㈱との協議に努めてきたところであるが、その結果、現行契約は法的に有効・合理性が認められ履行義務があるため、一方的な契約破棄は困難であり、また、契約解除となった場合でも、一定の補償金の発生は避けられず、電気事業の経営に大きな負担が生じるとの結論に至ったところである。

この補償金の算定については、平成27年9月10日に行った中国4県の公営電気事業者と中国電力㈱との協議により、中国電力㈱側が経営上支障を生じない範囲内で適宜参考となる情報を提供することとなったところであり、これにより試算を行った結果、約78～102億円の多額の補償金が見込まれることとなった。

## 【中国電力株の提供資料による補償の試算】

中国電力株の提供資料	単価[円/kWh]	補償金の試算額
エリアプライス中国(H26)	14.71	約78億円(減額後30億円)
新潟県の売電単価	16.48	約102億円(減額後40億円)

※中国電力株の提供資料

- ・卸電力取引所のエリアプライス中国(H26年度)：14.71[円/kWh]
- ・新潟県の入札による売電単価：15.90～16.48[円/kWh]

なお、中国電力株との協議においては、「解約に伴う補償については、市場等から代替電力を調達する必要があり、また、水力発電などベース電源の料金単価は、必ずしも市場連動ではなく原価に基づく算定も想定されることから、基本的には補償金が発生するものと認識される」とされたところである。

## ウ 自由な売電市場への移行に伴う多様な経営リスクの発生

国のガイドラインに基づき、中国電力株との既存契約を解消して入札に移行した場合は、上記イのとおり、解約に伴う多額の補償金が発生するほか、2～3年程度の短期契約かつ全量従量制といった売電方法への移行が想定され、自由市場化の中で売電収入が大きく変動するとともに、入札コスト等の新たな負担が生じることとなる。

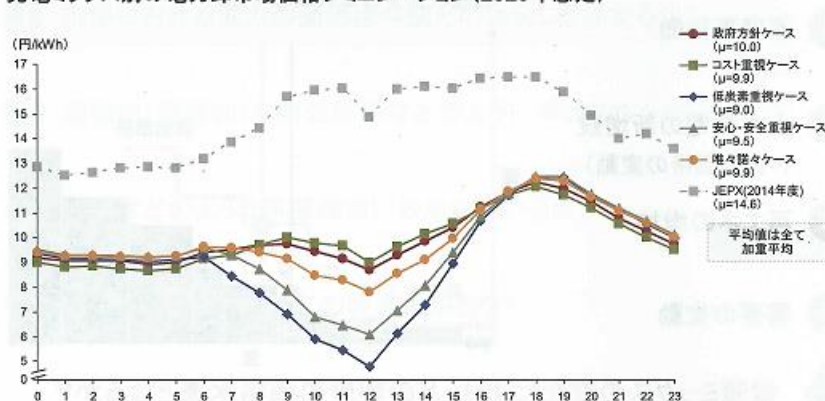
※東京都は2～3年、新潟県は2年契約の全量従量制

なお、市場での売電単価については、卸電力取引所(JEPX)のスポット市場では、しばらく高値で推移していたものの、H26年度の後半では13.9円/kWhと徐々に低下傾向となり、また、過去10年間でみても5.7～19.4円/kWhと非常に変動幅が大きくなっている。

また、今年度の公営電気事業経営者会議による調査では、2020年頃の卸電力価格は、今後の原発再稼働や火力発電の新設、再生可能エネルギーの導入等を考慮すると、9～10円/kWh程度と、現行料金と変わらない水準で推移する可能性が高いとされている。(現行の本県契約単価を全量従量制に換算した結果、過去の発電達成率が平均90%程度であるため、実質単価は10円/kWh程度となる。)

## 【2020年頃の想定する卸電力価格】

発電ミックス別の電力卸市場価格シミュレーション(2020年想定)



出典) 公営電気事業経営者会議「公営電気事業における適正な売電価格の調査」

また、現在、新電力とよばれる特定規模電気事業者が、平成27年11月30日時点で793社、このうち小売電気事業者に登録されたのが73社（12月7日時点）と、多種多様な業種からの小売事業の参入が急増している。電力小売の自由化後においては、公営電気としての公益性、収益性の確保を図る上でも、現在の一般電気事業者を含め、こうした取引先についての経営の安定性、安全性等を信用面を含めて十分に審査し、適正に見極めていくことが求められるが、現在のところ、小売電気事業者の登録にあたり、こうした経営面、信用面の評価を行う仕組みは構築されていない。

なお、現在の取引先である中国電力㈱については、これまで長期にわたり安定的な取引を継続しており、また、経営状態についても、ここ10年間の売上高が1～1.2兆円で推移し、震災直後の平成24・25年度を除いて安定した利益を計上するなど、安定的な経営を保持している。

また、電力小売の自由化後においても、家庭向け販売電力への影響は若干予想されるものの、サービスの充実や経営の効率化により、引き続き安定した業績を維持する方針とのこと。

※中国電力㈱：昭和26年設立、資本金1,855億円、従業員数9,648名（平成27年3月31日）  
2015年度業績予想 売上高11,660億円、経常利益100億円

さらに、新電力については、一般的に自主電源の割合が小さいことから、電力市場等からの調達による仕入コストの上昇に伴って買取価格が抑制される可能性もあるほか、発電事業者側においては、電力需給に応じた細かな出力調整が求められ、管理コストの上昇につながってくることも想定される。このため、取引先の選定にあたっては、自主電源の規模・種別や、これによる発電事業者に対する供給力のバックアップ機能の状況についても十分に考慮する必要がある。

## エ 工業用水の供給（優先運用）への影響

工業用水の優先運用や天候変動に対応できる一定の事業規模や調整電源を有する売電先の確保ができない場合、計画電力量の確保を優先したダム水位や放流の調整等によって、渇水に大きく影響される工業用水の供給自体に支障を生ずるおそれがあるほか、供給電力調整のための追加コスト（人員配置等）が発生する可能性がある。

また、工業用水の供給に係る発電量の変動を補填する追加コスト（インバランス料等）の発生が予想される。

## オ 小売事業への参入等、新たな事業展開の可能性

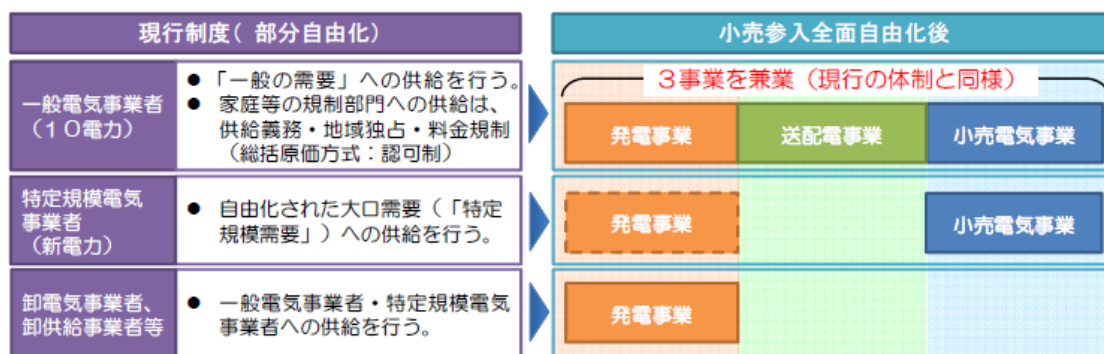
新電力も、来年度からは、発電事業者又は小売電気事業者に分類され、企業局にあっても、小売事業に参入することが可能となる。

電気の供給形態としては、入札等による小売電気事業者への売電や単独での小売事業への参入、共同での地域PPSへの参加、自己託送など、様々な事業形態が考えられる。

例えば、群馬県中之条町は、民間企業との共同出資により、自治体としては初となる地域PPSを設立し、自前の太陽光発電による電力等で町内公共施設に電気を供給しているほか、山形県も、民間企業との共同出資による地域PPSを設

立し、来年度から県内施設への供給を開始することとなっている。

### 【小売全面自由化に伴う電気事業者類型の見直し】



一方、こうした小売事業への参入など新たな事業展開を図る場合、課金システムの構築や顧客・需要先への対応、市場に対応した料金の算定や収支見通しの検討など、新たな事業運営のスキルや、これに伴う人員体制の確保が求められるほか、様々な経営リスクが高まってくるものと見込まれる。

### ③ 今後の方向性

#### ア これまでの会議での主な意見

- 現在の総括原価をベースとした中国電力㈱との長期契約を維持しながら、市場相場を加味した料金算定に移行するのが適当。
- 補償金を支払ってまで契約を解消し、入札のリスクを負う必要はなく、市場の形成状況をふまえて、慎重に対応すべき。
- 水力発電は投資を長期的に回収していく経営モデルであり、事業の継続性、長期安定の観点からの検討が必要。
- 不落札時の保険市場が整備されるまでは、自由な売電は難しい。また、売電先の選定が重要であり、一定のランク付けが必要。
- 公営電気の売電にあたっては、今後は、売電先の経営、信用面の評価も重要となる。
- 自由市場の中では、公営電気としての原価の透明性をより確保すべきであり、説明責任を問われる。
- 現行契約の終了後を見据え、収支予測や売電先の選定など、自由市場化に対応できるスキルやノウハウをしっかりと身に付けておくべき。
- 水力は競争力が高く、大きな値崩れは考えにくい。工水優先運用を維持しながら、積極的に電気事業の価値を高めていくべき。
- 自治体が参加する地域新電力は太陽光が中心であり、市場化に伴う経営の悪化も懸念される。
- 公営電気は安定経営の確保が重要。市場化や新規事業展開（小売等）はリスクも大きく、対応が難しいことをきちんと説明していくべき。
- 小売事業等については、県営施設への自己託送など、具体的な目標や選択肢を定めて検討を進めることが必要。

## イ とりまとめ

公営電気事業者は、低コストで安定した発電能力を有する一方で、初期投資額が大きく資本回収に長期間を要する「水力発電」の電源特性や、地域への電力の安定供給といった役割から、何よりも長期的な安定経営の確保を優先した事業運営に努めるべきである。

このため、少なくとも、現在の中国電力㈱との長期契約の期間中においては、引き続き、総括原価方式を基本とした長期安定的な売電収入の確保が見込まれること、契約を解約した場合は多額の補償金の発生や工業用水の供給への影響が見込まれること等から、同社の取引先としての安全性、安定性を十分に分析、評価した上で、現在の契約を維持し、安定的な経営の確保を図っていくことが望ましいものと考えられる。

なお、その前提として、現在の契約に基づく卸規制撤廃後の料金算定方法については、早急に中国電力㈱と協議を重ね、総括原価方式に一定の市場相場を加味した新たな算定ルールや二部料金制の確保等についての協議を進めることが必要である。

また、将来的には、契約終了後の自由市場化にもしっかりと対応できるよう、電力市場の形成状況等を十分に踏まえつつ、市場相場を想定した料金算定や入札のあり方、売電先として想定される小売電気事業者の経営面・信用面の評価や自主電源の規模・種別、電力供給にあたってのバックアップ（調整）機能の状況を含めた取引先の選定など、様々なリスク管理等の経営スキル、ノウハウの醸成に努めるとともに、小売事業等の新たな事業展開についても、電力市場の動向や経営面への影響等を十分に踏まえながら、具体的な目標、選択肢を念頭においた検討を進めていく必要があるものと考えられる。

### （参考）中国電力㈱との協議結果（平成27年9月10日、中国4県公営電気事業者）

平成27年3月31日に策定された、国の「卸電力取引の活性化に向けた地方公共団体の売電契約の解消協議に関するガイドライン」を踏まえ、中国4県（鳥取県、島根県、岡山県及び山口県）と中国電力株式会社とは、今後の売電契約のあり方等について下記のとおり協議した。

- ・ガイドラインの策定を踏まえ、現行長期契約の解約に関する協議等の申出があった場合は、誠意をもってこれに対応する。
- ・公営電気事業者において、代替調達コスト等の補償費を想定するにあたっては、中国電力㈱は、市場価格や国のコスト等検証委員会の資料など、経営上支障を生じない範囲内で必要又は参考となる情報を適宜提供する。
- ・現行契約の解約及び入札への移行については、公営電気事業者において、安定経営の影響が強く懸念され、また、中国電力㈱においては、代替供給力の確保や調達コストの問題が懸念されることから、こうした双方の事情を十分に考慮した上で、個別に協議し判断する。